

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 9 月 29 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

阿那賀中地区

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 4 年 9 月 21 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人（認定農業者の内数）	0 経営体
個人	3 経営体
集落営農	0 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分でない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

担い手不足や高齢化のため、5年以内に農地を他者に貸したい人が全体の 67%を占めており、それらの農地を新規就農者に貸付けを行う。または規模拡大を図る農業者に貸付けを行う。

6. 地域農業の将来のあり方

農業者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄田が増加している。このままだと農地の山林化が危惧される。アンケート結果から5年以内に全ての農地を他者に貸したい農業者の割合が過半数以上であったため、新規就農者に貸付けを行う。また、新規就農者が参入しやすいように地域の体制を整えたり、ベテラン農業者からの技術や知識の伝承を行う。